

資産税特集
第二回

遺言がある場合等の 小規模宅地の減額に注意した 相続税申告

講演項目

- ◆ 「小規模宅地の特例」の概要
- ◆ 特例適用の合意について(複数適用の合意)
- ◆ 遺留分侵害額の請求があった場合
- ◆ その他の注意点(家なき子の改正、賃貸の空室等)

Web
セミナー

相続税申告で頻出の「小規模宅地の特例」ですが、制度の内容を正しく理解し、前もって注意点を押さえておく必要があります。「特例適用の合意について(複数適用の合意)」「遺留分侵害の請求があった場合」等、実務上のミスや留意点についての具体例を挙げ、遺言がある場合等を中心に解説します。

視聴可能期間

2023年2月14日(火) 11:30~2月20日(月) 17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

2月10日(金) 17:00

参加費

3,000円(税込)

講師

辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
マネージャー



内田 陽子 (うちだ ようこ)

2008年3月、辻・本郷 税理士法人入社。入社後は約2年間、主に大規模な法人の申告業務に従事。その後は吉祥寺事務所、相続・資産承継部を経て、現在プライベートウェルスマネジメント部に所属し、主に相続税申告など資産税業務に携わっている。

辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
チーフコンサルタント



山本 容子 (やまもと ようこ)

2014年2月、辻・本郷 税理士法人入社。入社後は公益法人部、東京事務所事業承継コンサルティングチームを経て、現在プライベートウェルスマネジメント部に所属している。資産管理会社顧問業務、相続税申告・対策業務を中心に資産税業務に携わっている。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/230214

